

平成 30 年 5 月 31 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26285019

研究課題名(和文)危険運転の最適な制御を目指して-刑事制裁の多様化の視点から

研究課題名(英文)A study for effective reduction of the number of dangerous driving in view of varieties of criminal sanctions

研究代表者

今井 猛嘉 (IMAI, Takeyoshi)

法政大学・法務研究科・教授

研究者番号：50203295

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,000,000円

研究成果の概要(和文)：危険運転(危険運転致傷罪や飲酒運転罪等を構成する危険な運転)については、犯罪とされる範囲が拡張され、刑罰も引き上げられた。しかし、その後も危険運転は発生しており、(懲役刑、罰金刑以外の)より効果的な刑罰の構想が求められる。そこで、危険運転に至る心理的、生理的側面に着目し、危険運転という犯罪の原因を再検討した。そして、犯罪原因を除去する動機付けが可能な様々な制裁を、刑罰論のみならず、法と経済学、社会学の知見も動員して想定し、これを刑罰として整理できるかを検討した。

研究成果の概要(英文)：Dangerous driving is an objective constituent element of the offences such as drunken driving. Recently, the offence of causing death or injury by dangerous driving has been made to tackle against the dangerous driving more severely. As such, the application scope of the offence is wide and its criminal sanction is so harsh. However, even after its enactment, cases of dangerous driving that resulted in death or serious injury of the pedestrians were reported. It indicates that more effective sanctions to curb dangerous driving is needed. With this idea in mind, this study tried to confirm the hidden causes to dangerous driving not only from the criminal law perspective but also from the related sciences such as psychology, sociology and medicine. After this survey, this study submitted the tentative idea of new effective criminal sanctions against dangerous driving.

研究分野：刑法、法と経済学、法哲学、法社会学

キーワード：危険運転致傷罪 飲酒運転罪 犯罪原因 刑罰による犯罪抑止

1. 研究開始当初の背景

飲酒運転、スピード違反運転等の危険運転については、これを抑止するために法改正がなされた。しかし、その後も、悪質な危険運転が多発している。これは、危険運転を最適に抑止するには、法改正だけに頼るのではなく、危険運転に至る心理的状態、社会背景、危険運転をした者に対する制裁の質と量を再検討する必要があることを示していると思われた。

2. 研究の目的

危険運転は、飲酒運転罪や、スピード違反罪等の交通犯罪を成立させる(それらの客観的構成要素となる)運転態様である。そこで、交通犯罪全般の件数を減少させる観点から、危険運転を効果的に減少させる施策が求められる。そうした施策として、従前は、飲酒運転罪等の摘発の積極化がなされてきた。しかし、飲酒運転により他の車両等に衝突し、当該車両の乗員等を死傷させた事故が多発するに至り、危険運転致死傷罪という新たな犯罪類型が制定された。危険運転致死傷罪は、文字通り、危険運転に起因して人を死傷させた場合に、基本犯(故意犯である危険運転)から加重結果(人の死傷に係る過失犯)が生じた点に着目して、重く処罰する犯罪類型である。

危険運転致死傷罪の制定と施行により、しばらくの間は、危険運転の検挙件数も減少した。しかし、その後、再び、悪質な危険運転の摘発が増加するに転じ、危険運転致死傷罪の法定刑の引き上げ、その構成要件の修正(処罰範囲の拡大)がなされた。こうした立法とその施行の経過を踏まえると、危険運転を、より効果的に抑止する対策が、刑事法(刑事立法とその施行)の枠組みを超えて、より科学的な手法を用いて検討することが要請されている。危険運転、例えば、飲酒運転や速度超過運転は、誰もが違法行為と認識しているのに、自動車運転が一般化した今日では、運転者の置かれている状況や運転者の物理的(ないし医学的)、精神的(ないし心理的)状態によっては、なお、容易に、犯してしまいがちな犯罪類型だといわざるを得ない。そこで、そうした同罪の構造に着目した対処法(危険運転の最適な抑止法)が検討されなければならないのである。

本研究は、この観点から、危険運転に至る生理的ないし医学的側面、及び心理的側面をも重視し、危険運転という犯罪の原因を再検討した。そして、犯罪原因を除去する動機付けが可能な不利益処分(disincentive)を、刑罰論のみならず、法と経済学、法社会学、法と心理学の知見も踏まえて構想し、そうした不利益処分を刑罰として整理できるかを検討した。新たな刑罰の選択肢を検討する際には、それが刑事裁判の過程で実際に利用可能かという観点(法と心理学の観点)からも検討を加えた。

3. 研究の方法

危険運転に対する運転者最適な抑止策を多角的に研究するため、刑法学に加えて、隣接諸科学の知見を動員した。即ち、危険運転に至る生理的ないし医学的側面を、法医学、法と心理学の知見を動員して分析した。また、危険運転に至る社会的背景が危険運転の具体化に及ぼしうる影響について、法と経済学と法社会学の知見を動員して分析した。危険運転に至った背景と、行為者に対する効果的な制裁が選択されているかについては、刑事訴訟法と刑法(刑罰論)の観点から検討を加えた。

4. 研究成果

(1) 危険運転に至る原因の確定

危険運転に至る原因として、以下の事項が確認された。

第1は、(運転しようとする者における)過労(fatigue)である。これは、他の交通犯罪(過失犯等)の客観的構成要素ないし、それら犯罪を誘因する要素ともなりうるが、例えば、過労のために、制限速度を超えた運転に対する警戒感が薄まること(心理的抵抗感が減少するが、その主たる原因は、身体的、物理的状況であること)が、改めて科学的見地から確認された。

第2は、飲酒である。飲酒が、運転に必要な能力を一定期間、低下させ、危険運転を誘発することは、従来から知られている。運転免許を取得する際にも、この点が強調されており(飲酒運転への警告)本来、免許保有者は飲酒運転などしないはずである。それでは、何故、罰則の強化後も、飲酒運転が続発するのか。

その理由を刑事法隣接諸科学の手法を踏まえて検討した結果、以下の点が原因として考えられた。

第1は、環境的要因(circumstantial elements)である。職場や家庭の環境、さらには地方の伝統ないし文化から、飲酒一般に抵抗ないし違和感が小さく、自動車を運転する前にも飲酒を防止できない悪習が残っている領域は、残念ながら日本では、未だに見いだされた。これを解消するには、飲酒運転に対する心理学的対処法を社会的規模で実施することが求められる。

以上の知見は、本研究中に、北海道で、飲酒に起因する危険運転致死罪の事案が続発し、事故が生じた地域(北海道小樽市、旭川市、その近郊等の札幌市等)の現地調査をして得られた事実からも、推測されたところである。

第2は、医学的要因(medical element)である。これは、第1の原因とも関係するが、アルコール依存症ないしこれに準ずる体調である者との関係では、飲酒運転に係る危険運転致死罪の適用を厳しくしても(即ち、彼らの検挙率を高め、有罪判決により、一般的にみて十分に過酷な刑罰を科しても)、飲酒

運転という危険運転を合理的に予防することには限界があることが、確認された。彼らとの関係では、刑罰よりも医学的、心理学的、ないし教育的対処（ないし対応）が必要であり、その前提として、改めて、飲酒が運転に必要な能力を損なう点を認識させる（この点に係る再教育を行うこと）必要がある。

この必要性は、飲酒運転に起因する危険運転致死罪の捜査や公判の過程の検証（法と心理学の手法を用いた検討）を通じても、再確認された。平均的な運転免許保持者であれば、飲酒運転の危険性は十分に認知しているはずである。しかし、（上述した、北海道で多発した危険運転致死罪等）社会的な耳目を集めた危険運転致死罪の捜査、公判過程では、被告人らは、飲酒運転の危険性につき科学的、客観的な知見が欠落していることが、多々、認められた。

こうした状況を改善するには、アルコール依存性の除去という医学的措置、飲酒運転の恐ろしさを客観的に伝達するための法教育、アルコール依存性を示す者が危険運転致死罪の被告人となった場合には、起訴に係る運転をした時点での認識等を正確に公判廷に顕出し、彼らにとって適切な処遇（刑罰か治療か）を選択可能にすること（法と心理学の適用、その前提として、正確に記憶を顕出しても、重罰が予定されているだけではなく医学的措置もありうることを通知すること、刑罰と治療的措置の選択を、科学的に予見される再犯防止可能性を踏まえて行うという、法と経済学の観点からの対応）が必要である。

(2)危険運転をより良く抑止するための対策

危険運転の原因論の分析（上記（1））を踏まえ、本研究では、続けて、原因を除去するための対策を多角的に検討した。そして、以下の結論に至った。

第1に、職場や家庭において、飲酒や過労が運転に与える危険性を、更に周知させる必要がある。その実践は、地域ないし社会単位でなされることが望ましい。例えば、地域で活動されている交通ボランティアの方々に、改めて、この問題点を確認してもらうことが、有益である。本研究の成果の一部は、交通ボランティアの会合等において示されたが、今後とも、交通ボランティアの方々との共同作業（飲酒や過労の危険性を説明し、その防止を社会的規模で実施すること）ができないか、検討中である。

第2に、飲酒運転や過労運転を防止するために、医学的、心理学的知見に基づく不利益処分を創設することが提案される。

例えば、飲酒運転をした者には、フランスや北欧、米国の一部の州で実施されているアルコール・インターロック（alcohol ignition interlock）の設置を義務づけるという対応（運転開始前に、所定の体内アルコール濃度以下であることが確認されなければ、運転が開始できないような制度を設けること）が、

考えられる。

過労運転を防止するには、運転をしようとする者に、運転開始前に、車内に設置されたモニターを通じて、その体調を遠隔にいる管理者により確認させ、あるいは、自ら、血圧等を測定して管理者に通告し、それら結果が所定の基準を満たす場合にのみ、運転開始を許可するものとする（そうした器機の設置を対象者の負担により義務づける）が、考えられる。

インターロック等器機による身体検査の結果に違反する運転、あるいは、体調確認の報告義務に違反する運転は、重大な交通阻害が予想される危険運転であるから、それら違反に対しては刑罰を科すことが考えられる。

その際に用いられる刑罰は、当面は、罰金刑等の既存の刑種である。しかし、危険運転の予備的行為を処罰する類型においては、罰金刑だけを活用するのは過剰であり、意に反した運転不能状態の継続を、新たな刑罰として構成すること（典型的には、インターロックにより、運転が開始できない状態を甘受させることを、刑罰として評価すること）も、検討されるべきである。

危険運転は、日常的に生じ得るが、人身被害等、甚大な結果を惹起しうるものである。このような、処罰時期の繰り上げと共に、従来よりも緩和された不利益性の甘受を、刑罰として構成することも、真剣に検討されるべきである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計6件）

今井猛嘉、飲酒運転に関連する危険運転致死傷罪：その近時の動向、法政法科大学院紀要、査読無、2017、31-40

仲真紀子、刑事司法と心理学-心理学的知見の予防的使用と司法面接-、罪と罰、査読無、2017、10-21

松村良之、「法の抑止」と「法的社会化」、北大法学論集、査読無、2017、908-918

城下裕二、特別予防論の現在と責任論の展望、法律時報、査読無、88巻、2016、15-22

木林和彦、Fatal overdose from synthetic cannabinoids and cathinones in Japan、American Journal of Drug and Alcohol Abuse、査読有、42、2016、520-529

今井猛嘉、自動車運転死傷事故等処罰法の新設-危険運転致死罪等の改正、刑事法ジャーナル、査読無、41巻、2014、4-17

〔学会発表〕（計2件）

今井猛嘉、自動走行システムに関する公道実証実験の動向、児童安全学会、2016年07月22日

今井猛嘉、危険運転致死傷罪を適用する

必要のない社会を目指した諸施策、日本
法医学会、2014年11月08日

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

今井 猛嘉 (IMAI, Takeyoshi)

法政大学・法務研究科・教授

研究者番号：50203295

(2) 研究分担者

仲 真紀子 (NAKA, Makiko)

立命館大学・総合心理学部・教授

研究者番号：00172255

白取 祐司 (SHIRATORI, Yuzi)

神奈川大学・法科大学院・教授

研究者番号：10171050

木林 和彦 (KIBAYASHI, Kazuhiro)

東京女子医科大学・医学部・教授

研究者番号：20244113

田中 利幸 (TANAKA, Toshiyuki)

法政大学・法学部・教授

研究者番号：60114980

松村 良之 (MATSUMURA, Yoshiyuki)

明治大学・研究・知財戦略機構・

研究推進員

研究者番号：80091502

城下 裕二 (SHIROSHITA, Yuzi)

北海道大学・法学研究科・教授

研究者番号：90226332